

長野県農畜水産物PR写真使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県農畜水産物PRのフォトライブラリーにおいて、長野県（以下「県」という。）が保有する写真デジタルデータ（以下「写真」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における写真とは、県のPRを図るために収集した写真をいう。

(写真に関する権限)

第3条 写真に関する一切の権限は、県に属する。

(使用の承諾)

第4条 写真を使用しようとする者は、あらかじめ県農政部農業政策課農産物マーケティング室長（以下「農産物マーケティング室長」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 県及び県が構成員となっている団体が使用する場合

(2) 「おいしい信州ふード（風土）」を普及する職（大使・公使・名人）にあるものが使用する場合

(3) その他使用の手続きを必要としないと農産物マーケティング室長が認めた場合

(使用の申込)

第5条 写真を使用しようとする者（前条各号に該当する場合は除く。）は、本規程に同意の上、長野県農畜水産物PR写真使用申請書（様式1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、農産物マーケティング室長に提出しなければならない。ただし、農産物マーケティング室長が認める団体等が申請を行う場合は、添付資料の一部を省略することができる。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) 写真の使用内容がわかる企画書等

(3) その他農産物マーケティング室長が必要と認める書類

(使用承諾の基準)

第6条 農産物マーケティング室長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときには、使用を承諾するものとする。

2 写真の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、農産物マーケティング室長はこれを承諾しないものとする。

(1) 県の信用又は品格を害するものと認められた場合

(2) 消費者の利益を害するものと認められる場合

(3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められた場合

(4) 公序良俗に反すると認められた場合

(5) その他承諾することを農産物マーケティング室長が不適当と認めた場合

3 農産物マーケティング室長は、写真の使用を承諾するときは、長野県農畜水産物PR写真使用承諾書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 写真を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) この規程に基づく権利を第三者に譲渡したり、写真を転貸しないこと。
- (3) 県に無断で写真を複製したり、合成、変型、色変換などの画像処理をしないこと。
- (4) 写真を使用するに際して、次のクレジットを表示すること。

提供：長野県農政部

- (5) 写真を使用した成果物を、後日県へ提出すること。
- (6) 写真被写体としての人物、物品、場所等に関する肖像権、商標権、著作権、特許権利用権等の権利の処理が必要な場合は、写真を使用する者が行うものとし、県はこれらの諸権利に起因する紛争等について一切責任を負わないこと。

(承諾の取消し等)

第8条 農産物マーケティング室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、写真を使用する者に対し、写真の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 写真を使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他写真の使用の継続が不適當であると認められた場合

2 農産物マーケティング室長は、写真を使用する者に、写真の使用状況等を報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 県は、本規程により写真の使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、写真の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、写真の使用に関し必要な事項は、農産物マーケティング室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月18日から施行する。